

難病指定医の更新手続きのご案内

R8. 1

現在の指定有効期間終了後も、引き続き難病指定医として、指定難病患者の医療費助成の申請に必要な臨床調査個人票をご記載いただくためには、更新の手続きが必要です。(裏面のQ&Aもご覧ください)

専門医資格による指定医

(指定医番号が「29S」ではじまる指定医)

研修受講による指定医

(指定医番号が「29T」ではじまる指定医)

現在有効な専門医資格をお持ちですか？

(別添の一覧をご参照ください)

現在有効な専門医資格をお持ちですか？

(別添の一覧をご参照ください)

専門医あり

専門医なし

専門医あり

専門医なし

研修の受講を省略でき、

新規申請となります。

(詳しくはQ&Aの「Q4」)

右の研修を受講後、新規
申請となります(詳しくは
Q&Aの「Q5」)

難病指定医オンライン研修を受講した後に更新申請が必要です
オンライン研修については、県健康推進課のホームページ上で
案内しています。

URL: <http://www.pref.nara.jp/37481.htm>

修了
研修

【更新申請の手続き】

●申請期日：指定有効期間終了日までに必要書類をご提出ください。

例) 有効期間終了日が令和8年3月31日の場合、同日まで必着

●必要書類：(1) 指定医指定更新申請書(様式第5号)

※県健康推進課のホームページに様式を掲載しています。

(2) 専門医証の写し(申請時に有効な専門医資格かご確認ください)

又は

難病指定医オンライン研修の「修了証」の写し

●申請先：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 福祉保険部 医療政策局 健康推進課 難病・医療支援係

※電話番号が変わりました。新電話番号：**0570-087-555** (ナビダイヤル)

指定医更新手続き Q & A

Q 1. 「現在有効な専門医資格」とは、いつの時点を言うのか。	A 1. 更新申請を行う(提出時)時点で有効であることが必要です。
Q 2. 指定有効期間が終了するまでは、まだ余裕がある。いつごろから更新申請を受け付けるのか。	A 2. 原則、指定有効期間が終了する 1 年前から受け付けます。新しい指定通知書の発送は有効期間満了が近づきましたら、隨時行います。 更新申請後、指定通知書がお手元に届くまでの間に勤務先等変更が生じたときは、変更申請をしてください。
Q 3. 更新申請をする際、現在の情報から変更があるが、同時に変更申請も必要か。	A 3. 変更申請が必要となります。「氏名」、「主たる勤務先」、「担当診療科」及び「指定医番号」の情報については、県健康推進課のホームページで公表しています。内容を最新の情報に改めるため、変更申請もお願いします。
Q 4. 現在、研修受講による指定医であるが、新たに専門医資格を取得した。更新申請はどのように行えばよいか。 (指定医区分の変更)	A 4. 現在お持ちの「研修受講による指定医」を辞退し、「専門医資格による指定医」として新規申請してください。辞退届とともに、①指定医指定申請書、②医師免許証の写し、③現在有効な専門医証の写しを提出してください。各様式は県健康推進課ホームページからダウンロードしてください。 新たな指定有効期間は、県健康推進課が受理した日から 5 度目に到来する 3 月末日までとなります。
Q 5. 現在、専門医資格による指定医であるが、現在有効な専門医資格がない。更新申請はできないのか。	A 5. 難病指定医オンライン研修を受講した後、現在お持ちの「専門医資格による指定医」を辞退し、「研修受講による指定医」として新規申請してください。辞退届とともに、①指定医指定申請書、②医師免許証の写し、③難病指定医オンライン研修の「修了証」の写しを提出してください。 新たな指定有効期間は、県健康推進課が受理した日から 5 度目に到来する 3 月末日までとなります。 ※難病指定医研修については、これまで「e 古都なら」により実施していましたが、令和 7 年 12 月より「奈良スーパーAPPLI」による研修に変更しました。